

官庁会計と公営企業会計の主な違い

	官庁会計	公営企業会計
会計処理の考え方	現金主義 ・ 現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳 ・ 例えば、当年度の現金支出がそのまま当年度の費用となり、正しい期間損益計算が不可能	発生主義 ・ 現金の収入及び支出の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づきその発生の都度記録、整理 ・ 例えば、減価償却費や引当金など現金を伴わないものも毎事業年度に計上することで、適切な期間損益計算が可能
	単式簿記 ・ 貨幣・財貨等の変動の一面のみを記録	複式簿記 ・ ある経済価値の増加と、他の経済価値の減少という二つの側面に注目し、変動を記録 ・ 資産・負債・資本の三面からストックを示し、収益・費用の二面からフローを示す
財務諸表	—	地方公営企業法に基づき作成 ・ 作成基準が法に基づくものであり、他団体との比較が可能
予算、決算管理	官庁会計方式により特別会計で管理 ・ 歳入、歳出区分のみでの予算・決算管理 ・ 出納整理期間あり	企業会計方式により管理 ・ 収益的収支（3条）、資本的収支（4条）に区分して予算・決算管理 ・ 出納整理期間なし ・ 地方公営企業法に基づく予算、決算書類が必要
資産管理	—	資産の分類 ・ 地方公営企業法に基づいて資産を分類 ・ 設備機器は小分類で管理 （登録資産数は 50,000 点以上）